

厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護の届出書

令和 年 月 日

富田林市高齢介護課 様

指定居宅介護支援事業者名

(介護支援専門員)

TEL

下記の被保険者について、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」第13条第18号の2の規定により厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護を居宅サービス計画書に位置付ける必要があるため届出ます。

被保険者	被保険者番号						
	住所						
	氏名				生年月日	明・大・昭 年 月 日	
	要介護度		認定有効期間	年 月 日 ~ 年 月 日			

【居宅サービス計画書に位置付けた理由】

【添付書類】 居宅サービス計画(1)(2)(3)(6)(7)、サービス担当者会議の要点、
訪問介護計画書
摂嚥嚥下アセスメントシート・口腔アセスメントシート・事例概要表